

エコアクション21 環境活動レポート

2019年度（1月1日～12月31日）

特定行政書士

牛島総合事務所



作成年月日：2020年 2月3日

目 次

1. 組織の概要
2. 環境方針
3. 環境経営目標及び環境実績
4. 環境経営計画及びその取組結果と評価
5. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反等の有無
6. 代表者による全体評価と見直しの結果

1. 組織の概要

(1) 事業所名 特定行政書士 牛島総合事務所 代表 牛島 信吾

(2) 所在地 福岡県福岡市博多区東公園2番20号

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者 富永 基介

担当者氏名 上野 美紀

連絡先：特定行政書士 牛島総合事務所

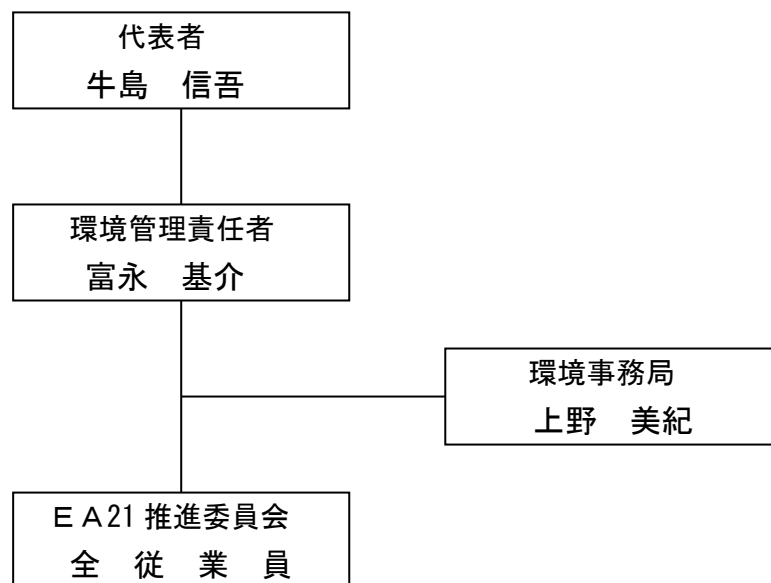
TEL 092-642-8550 FAX 092-642-8551

E-mail tominaga@gyu-sou.com URL <http://www.gyu-sou.com>

(4) 事業範囲（認証・登録の対象範囲）

・許認可申請支援業務、行政手続支援業務、環境関連サービス支援業務

(5) 体制表（組織図）



(6) 事業の規模

●事業年度 1月 ～ 12月

事業規模	単位	2017年	2018年	2019年
業務取扱件数	件	341	288	375
従業員総数	人	5	5	6
床面積	m ²	52.8	52.8	52.8

2. 環境経営方針

環 境 経 営 方 針

牛島総合事務所は、自社の環境負荷低減に積極的に取り組むことはもとより、許認可申請業務（産業廃棄物処理業等）を通じて顧客の廃棄物資源化への取組、環境保全活動、法令遵守に寄与するとともに資源循環型社会の構築に貢献することを社会的使命と捉え、環境経営目標及び環境経営計画を策定し、自主的、積極的に環境負荷低減への取組みを推進してまいります。

基本方針

1. 環境関連に関する法令を遵守します。
2. 環境負荷低減の具体的な目標を定め、活動計画の策定及び推進を定期的に評価し、見直し、環境経営の継続的改善に努めます。
3. 具体的な取組み
 - (1) 節電、ガソリン使用量削減による二酸化炭素排出量削減。
 - (2) 廃棄物排出量の削減及びリサイクル。
 - (3) 水使用量の削減（節水）。
 - (4) グリーン購入。
 - (5) 顧客の環境経営に向けた取組へのサポート及びサービスの提供。
 - (6) 環境への取組みを環境活動レポートとして公表します。

環境経営方針を全従業員へ周知徹底し、一人一人の環境に対する意識向上に努めます。

制定日 平成 25 年 8 月 28 日

行政書士 牛島総合事務所

代表 牛島 信吾

3. 環境経営目標

(1) 2019 年度及び次年度以降の環境経営目標は下記の表の通りです。

環境経営目標 (2019 年度)

項目	単位	基準値	目標値		
		過年度平均	2019 年度	2020 年度	2021 年度
1.二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	7,714	7,483 以下 (3%削減)	7,403 以下 (4%削減)	7,326 以下 (5%削減)
①電気使用量削減	kWh	2,498	2,423	2,398	2,373
②車両の燃料使用量削減	L	2,803	2,719	2,690	2,662
2.廃棄物排出量の削減					
①一般廃棄物排出量削減	kg	333	323	319	316
3.水使用量の削減	m ³	把握不可	共同使用のため把握が出来ませんが、節水活動には積極的に取組みます。		
4.化学物質使用量の削減		取扱いなし			
5.グリーン購入の推進	購入割合	90%	90%	90%	90%
6.顧客サービスにおける環境配慮	提案件数	20 件	20 件	20 件	20 件

2019 年度の環境目標設定に当たっては、基準値を過去 4 年の実績値を基に設定しました。

- ・電気使用量 (2014 年～2017 年の平均値)
- ・燃料使用量 (2014 年～2017 年の平均値)
- ・一般廃棄物排出量 (2014 年～2017 年の平均値)

(注) 電力の二酸化炭素排出係数は、0.483 kg-CO₂/kwh (H28 年度九州電力 調整後排出係数) を用いて算定しました。

(注) 一般廃棄物排出量は事業系廃棄物として排出したものであり、(段ボール等の)再資源化する廃棄物は除いています。

(注) 2019 年度のグリーン購入目標値は、90%の維持を設定しています。※ (現状購入率が 90%のため)

(注) 2019 年度以降の顧客サービスにおける環境配慮の目標値は、2018 年度の実績をもとに設定しました。

(2) 環境経営目標の実績

2019年1月1日から2019年12月31日までの環境目標の実績は、下表の通りです。

取組期間の環境経営目標と実績・評価（2019年1月1日～2019年12月31日）

項目	単位	基準年実績	目標	実績	達成状況 達成○・未達×
		過年度平均	2019年1/1～2019年12/31		
1.二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	7,714	7,483	6,447	○
①電気使用量削減	kWh	2,498	2,423	1,500	○
②車両のガソリン使用量削減	L	2,803	2,719	2,465	○
2.廃棄物排出量の削減					
①一般廃棄物排出量削減	kg	333	323	312	○
3.水使用量の削減	m ³				
4.化学物質使用量の削減					
5.グリーン購入の推進	購入割合	90%	90%	89%	×
6.顧客サービスにおける環境配慮	提案件数	20件	20件	16件	×

【運用結果の評価】

1. 二酸化炭素排出量は、目標に対し16%削減（電気：62%減、燃料：10%削減）。

2019年は、EA21の取組から5年の実績値を基に新たな目標値を設定した初年度でした。

今期の電気使用量62%と大幅減となりました。要因としてEA21目標達成に向けた日々の取組み以外で、2018年10月の入居ビル空調設備工事の影響が考えられます。

対象年度	1月～9月	10月～12月	年間合計	年度目標
2016年度	2235 kWh	392 kWh	2627 kWh	2552 kWh
2017年度	2154 kWh	432 kWh	2586 kWh	2525 kWh
2018年度	2139 kWh	144 kWh	2283 kWh	2498 kWh
2019年度	1279 kWh	221 kWh	1500 kWh	2423 kWh

※2018年10月以前と以降での電気使用量比較をするために、各年度を1月～9月と10月～12月に分けて集計した結果です。2018年10月～12月は前年同月期間33%減、2019年1月から9月は前年同月期間60%減となりました。次のEA21更新時には、電気使用量の目標値再設定が必要と考えます。

事務所排出CO₂の85%を占める燃料使用量は10%削減となりました。申請件数増、県内外への営業活動は増加しましたが、2018年の車両入替え（FC：平均燃費10.65からRM：平均燃費13.64）の影響、効率的営業活動、公共交通機関利用などの効果といえます。

EA21取組当初から続けているEA21チェックリストの活用、四半期設定値（電気・燃料）と実績値

の比較による削減対応への意識付け、月例ミーティング時の EA21 定例報告等、目標達成に向けた手段（効率営業）が定着していることは評価できると思います。

2. 一般廃棄物排出量は、目標に対し 4%削減。

廃棄する際の減容化、リサイクル等の推進といった具体的行動は定着しています。

今期は目標達成していますが、時期的な要因（申請サイクル、仕事量増加）で排出量増加も考えられます。来期に向けて仕事や成果物のあり方を見直し、紙そのものの使用量削減を検討します。

3. グリーン購入の推進は、目標 90%の購入に対し 89%で未達成。

対象外品（必要物）の購入増加が要因です。代替品の有無を確認したうえで購入検討をします。今後も継続してグリーン購入の推進をしていきます。

4. 講習会チラシ配布 10 回、EA21 提案 10 件は、目標に対し 20%減。

チラシ配布は 7 回でした。配布回数については、毎年、前年度の講習会日程を基に設定していますが、今年は福岡会場での開催が 1 回減少したこと、配布時間ミスによる未配布 1 回、雨天中止 1 回もあり、3 回減りました。日程が分かった段階で配布会場の変更対応が可能であったことを考えると怠慢であったと考えます。

EA21 導入セミナー提案（優良提案 1 社含む）は 9 社（1 社セミナー受講）でした。前年セミナー参加顧客 1 社が EA21 認証登録業者となり優良認定提案を行いました。目標未達成でしたが、顧客の環境配慮への取組サポートに結びついたことは評価できます。

4. 環境経営計画及びその取組結果と評価、次年度の取組内容

環境経営計画及びその取組結果と評価、次年度の取組内容は下記の通りです。

環境経営計画と取組内容	取組結果	実施状況	評価及び次年度の取組内容
【二酸化炭素排出量の削減】 ①電気使用量の削減 1. 空調の設定温度を徹底した 2. 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを実行した 3. PC・コピー機等のOA機器の省電力設定 4. 残業時の不必要な照明の消灯	1. 夏場（冷房 27℃）冬場（暖房 22℃）の遵守 2. 適応できた 3. 未使用時、帰社時に実施 4. 適応できた	○ ○ ○ ○	活動計画取組のチェックリストで削減に対する意識付けができた。 次年度も継続する
②車両の燃料使用量の削減 1. エコドライブの実施 2. 公共交通機関の利用 3. 定期的点検と整備	1. エコドライブを心掛けた 2. 遠方及び近隣の外出時に利用した 3. 購入先での定期的点検を実施した	○ ○ ○	次年度も継続する
【廃棄物排出量の削減】 ①一般廃棄物排出量の削減 1. 裏紙の利用 2. 文書の電子化に取り組む 3. 印刷ミスをなくす 4. 詰替え可能な製品の利用 5. 修理による製品の長期使用	1. 適応できた 2. 適応できた 3. 適応できた 4. 適応できた 5. 適応できた	○ ○ ○ ○ ○	次年度も継続する
②リサイクルの促進 1. ペットボトルのリサイクル 2. 段ボール、雑誌のリサイクル 3. 公的書類のリサイクル 4. トナーカートリッジのリサイクル	1. 分別回収しリサイクル業者へ持参した 2. リサイクル業者へ持参した 3. シュレッダーにかけリサイクル業者へ持参した 4. 回収ルート日にリサイクル業者へ渡した	○ ○ ○ ○	次年度も継続する
【水使用量の削減】 1. 日常的に節水励行 2. 節水ポスターを貼る	1. 節水に努めた 2. 蛇口付近に節水ポスターを貼った	○ ○	次年度も継続する
【グリーン購入の推進】 1. 再生品への転換を図る 2. 交換可能な製品の優先的購入	1. 商品カタログのグリーン商品リスト掲載品のマーク等を基準に購入した	○	次年度も継続する
【顧客サービスにおける環境配慮】	1. EA21 導入サポートの具体的提案。 2. 許認可含めた期限管理を行った	○ ○	次年度も継続する

5. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

当事務所の企業活動に係る環境関連法規制は次の通りです。

法令等の名称	該当条文	要求への取組	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第7条	廃棄物排出時の適正処理	遵守
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	第5条	対象廃棄物(社有車)の適正廃棄	遵守
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	第6条	対象廃棄物(冷蔵庫等)の適正廃棄	遵守
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器リサイクル法)	第4条	対象廃棄物(ペットボトル)の適正廃棄	遵守
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	第5条	環境配慮型商品の購入選択	遵守
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	第7条	使用済小型電子機器等の適正廃棄	遵守

自動車リサイクル法に関しては、該当項目はありません。家電リサイクル法(冷蔵庫入替え購入)・小型家電リサイクル法(小型プリンタ入替え購入)に関しては、夫々法令の処理方針に則り適正処理をしました。廃棄物処理法に関しては、当事務所で排出する紙はリサイクル業者へ持参しています。その他は福岡市の処理方針に則り、適正処理をしています。また、ペットボトルは容器包装リサイクル法に則り、分別保管しリサイクル業者へ持参しています。

以上より、運用期間において関連環境法規制等の遵守状況評価の結果、環境法規制の逸脱はありません。また、関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

6. 代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 全体の評価

2019年度の環境経営目標値は5. グリーン購入及び6. 顧客サービスにおける環境配慮以外は達成された。二酸化炭素排出量は16%削減。電気使用量62%減の要因は、EA21 目標達成に向けた手段の定着もあるが、入居ビル空調設備工事の影響が大きい。また、事務所CO₂ 排出量の85%を占める燃料使用量削減も効率的営業活動と公共交通機関使用により今期も10%削減となり、目的達成に向けた手段が定着していることは評価できる。

5. グリーン購入の推進が達成できなかった要因は、対象外品購入である。毎年のごとであり代替品の検討が必要。

6. 顧客サービスに向けた環境配慮として、①チラシ配布10回、②EA21 導入セミナー提案10件を実施項目とした。結果は、①7回 ②9回 で全体として20%未達である。

①チラシ配布の3回未達は、従来と同じ会場設定（例年通り）をしたが、福岡会場が1回減ったこと、時間を誤ったことによる未配布1回、雨天中止の1回。会場変更は講習会日程が分かった時点で対応できたものであり、配布時間ミス含めスケジュール管理が希薄であったことは反省すべきである。

②セミナー提案は1件未達だが今期もセミナー参加の顧客あり。また、前年参加の顧客がEA21 認証登録され優良認定の案内ができたことは評価できる。

以上を踏まえ来期は下記の課題を検討し環境経営に結びつける。

1. 事務所の二酸化炭素排出量の85%は燃料使用量によるもの。目的達成に向けた手段を継続すること。電気使用量に関しては次回EA21 更新に向けて数値の修正を検討する。
2. 一般廃棄物排出量は、廃棄する際の減容、再生資源化を意識して排出量の削減に努める。また、仕事や成果物のあり方を見直し、紙そのものの使用量削減を検討する。
3. グリーン購入に関しては、購入時の代替商品検討をする。
4. 講習会チラシ配布は会場・日時の確認を怠り無くスケジュールへ組込む。顧客の環境配慮への取組をサポートする活動は、EA21 セミナー提案を軸に「案内告知」（チラシ配布、持参、送付、EA21 自治体プログラムセミナー）回数目標値設定。顧客の環境配慮への取組サポートに繋げる。

(2) 見直しの結果

1. 環境経営方針

新ガイドラインによる環境経営方針の追加変更を行います。

2. 環境経営目標

2020年度目標値達成に向けて取組めます。

3. 環境経営計画及び環境経営システム

従来通りミーティングにて EA21 実施状況の確認と点検を行い問題点等があれば適宜対応し環境活動計画に反映させ実施する体制をとります。また環境経営システムは、現体制を維持し内容・運用面において新ガイドラインでの対応に向けて見直しを行います。

令和 2 年 2 月 1 日

牛島総合事務所

代表 牛島 信吾